

様式第5号（第6条関係）

令和8年4月10日

美作市議会議長

様

美作市議会議員

西村大司

令和7年度政務活動費収支報告書について

美作市議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年美作市条例第18号）第6条第1項の規定により、別紙のとおり令和7年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和7年度政務活動費収支報告書

1 収入

政務活動費

330,000円

2 支出

項目	金額	備考
研究研修費		
調査旅費	69,122	ガソリン代
資料作成費		
資料購入費	46,270	新聞代
広報費	109,890	印刷製本代
広聴費		
人件費		
事務所費		
その他経費	1,500	名刺代
合計	226,782	

（注）備考欄には、主たる支出の内訳を記入のこと。

3 残金

103,218 円 /



(様式第2号)

政務活動記録 (ガソリン代)

活動議員氏名	西村大司
--------	------

月毎の支払集計額 (円)	
4月	
5月	13,212
6月	19,021
7月	23,401
8月	11,354
9月	8,720
10月	13,012
11月	9,805
12月	11,543
1月	10,664
2月	6,045
3月	11,467
合計	① 138,244
該当経費	
(①×按分率1/2、ただし年額上限120,000円)	69,122

添付書類 ※様式第10号 (領収書貼付)

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

ENEOS

納品書(領収書)

2025年06月06日 08:52

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-06
35.00L *
171円 ¥5,985
(内ガソリン税53.80円 ¥1,883)
合計 ¥5,985
(消費税10%対象 ¥5,985)
内消費税等 ¥544)
Vt* イト:基本P P
特別P P
今回計 P
利用ポイント P
利用可能ポイント P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 4974-02 デ-No9518-9520
007 2025/06/05

ENEOS

納品書(領収書)

2025年05月21日 13:10

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-03
36.80L *
183円 ¥6,734
(内ガソリン税53.80円 ¥1,980)
合計 ¥6,734
(消費税10%対象 ¥6,734)
内消費税等 ¥612)
Vt* イト:基本P P
特別P P
今回計 P
利用ポイント P
利用可能ポイント P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 3316-01 デ-No4549-4551
007 2025/05/22

ENEOS

納品書(領収書)

2025年05月03日 15:53

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-06
35.40L *
183円 ¥6,478
(内ガソリン税53.80円 ¥1,905)
合計 ¥6,478
(消費税10%対象 ¥6,478)
内消費税等 ¥589)
Vt* イト:基本P P
特別P P
今回計 P
利用ポイント P
利用可能ポイント P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 1423-02 デ-No8754-8756
007 2025/05/04

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

ENEOS

ENEOS

ENEOS

納品書(領収書)

2025年07月01日 09:39

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-06
27.60L *
168円 ¥4,636
(内ガソリン税53.80円 ¥1,485)
合計 ¥4,636
(消費税10%対象 ¥4,636
内消費税等 ¥421)
Vt* イト:基本P P
特別P P
今回計 P
利用ポイント P
利用可能ポイント P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
レシートNo 0077-02 デ-No8892-8894
008 2025/07/01

納品書(領収書)

2025年06月30日 14:22

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-03
39.20L *
168円 ¥6,585
(内ガソリン税53.80円 ¥2,109)
合計 ¥6,585
(消費税10%対象 ¥6,585
内消費税等 ¥599)
Vt* イト:基本P P
特別P P
今回計 P
利用ポイント P
利用可能ポイント P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
レシートNo 7980-01 デ-No8608-8610
008 2025/06/30

納品書(領収書)

2025年06月19日 16:03

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-03
38.40L *
168円 ¥6,451
(内ガソリン税53.80円 ¥2,066)
合計 ¥6,451
(消費税10%対象 ¥6,451
内消費税等 ¥586)
Vt* イト:基本P P
特別P P
今回計 P
利用ポイント P
利用可能ポイント P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
レシートNo 6627-01 デ-No4546-4548
003 2025/06/20

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

ENEOS

納品書(領収書)

2025年07月31日 16:31

売上

ENEOS Tカード会員 様

XXXXXXXXXXXX0781

ENEOS Tカード

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー

*P-06

38.50L

*

168円

¥6,468

(内ガソリン税53.80円 ¥2,071)

合計 ¥6,468

(消費税10%対象 ¥6,468)

内消費税等 ¥588

Vポイント:基本P

P

特別P

P

今回計

P

利用ポイント

P

利用可能ポイント

P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。

詳細はtsite.jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS

岡山県 美作市福本638-3

TEL:0868-74-3157 SS-800019

登録番号: T8260002030490

シートNo 3776-17 デ-No0088-0090

006 2025/07/31

ENEOS

納品書(領収書)

2025年07月18日 12:42

売上

ENEOS Tカード会員 様

XXXXXXXXXXXX0781

ENEOS Tカード

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー

P-06

37.20L

*

168円

¥6,249

(内ガソリン税53.80円 ¥2,001)

合計 ¥6,249

(消費税10%対象 ¥6,249)

内消費税等 ¥568

Vポイント:基本P

P

特別P

P

今回計

P

利用ポイント

P

利用可能ポイント

P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。

詳細はtsite.jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS

岡山県 美作市福本638-3

TEL:0868-74-3157 SS-800019

登録番号: T8260002030490

シートNo 2106-02 デ-No5052-5054

007 2025/07/18

ENEOS

納品書(領収書)

2025年07月08日 15:52

売上

ENEOS Tカード会員 様

XXXXXXXXXXXX0781

ENEOS Tカード

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー

P-03

36.00L

*

168円

¥6,048

(内ガソリン税53.80円 ¥1,937)

合計 ¥6,048

(消費税10%対象 ¥6,048)

内消費税等 ¥560

Vポイント:基本P

P

特別P

P

今回計

P

利用ポイント

P

利用可能ポイント

P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。

詳細はtsite.jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS

岡山県 美作市福本638-3

TEL:0868-74-3157 SS-800019

登録番号: T8260002030490

シートNo 0942-01 デ-No1512-1514

006 2025/07/09

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

apollostation

株式会社マティクスRS
セルフ湯郷
岡山県美作市
湯郷106-2
TEL:0868-72-1165 SS:90114-13792
登録番号: T3260001006190

領収書

2025/09/07(日) 13:58 伝票No.7449
取引通番 2009

Ponta CARD 様
530-13792-0000-0006 90114
Ponta CARD

012000	3296		
レギュラー	ガソリ	P01	¥2000
数量	11.70L		
単価	0171		
(内ガソリ)税	053.8		¥629

合計	¥2,000
(内税分消費税)	¥182
(内税10%対象)	¥2000
(内税10%消費税)	¥182
現金計	¥2,000
お預り	¥2,000
お釣り	¥0

Ponta会員 XXXXXXXXXXXX0763
利用可能ポイント
今回ポイント

4:0000000-0:0000000
係員:スタッフ 01
処理日付:2025/09/07 3296-3297
100取引

上記にて領収書に替えさせていただきます
今回ポイントが反映されるまで、
お時間をいただく場合がございます

ENEOS

納品書(領収書)

2025年08月25日 11:26

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-06
38.80L *
171円 ¥6,634
(内ガソリン税53.80円 ¥2,087)
合計 ¥6,634
(消費税10%対象 ¥6,634
内消費税等 ¥603)
Vポイント:基本P P
特別P P
今回計 P
利用ポイント P
利用可能ポイント P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 6619-02 デ-No8885-8887
007 2025/08/25

ENEOS

納品書(領収書)

2025年08月13日 09:49

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-03
28.10L *
168円 ¥4,720
(内ガソリン税53.80円 ¥1,512)
合計 ¥4,720
(消費税10%対象 ¥4,720
内消費税等 ¥429)
Vポイント:基本P P
特別P P
今回計 P
利用ポイント P
利用可能ポイント P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 5248-01 デ-No4623-4625
008 2025/08/13

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

納品書(領収書)

2025年10月30日 18:02

売上

ENEOS Tカード会員 様

XXXXXXXXXX0781

ENEOS Tカード

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー

P-03

37.70L

171円

*

¥6,446

(内ガソリン税53.80円

¥2,028)

合計

¥6,446

(消費税10%対象

¥6,446

内消費税等

¥586)

Vポイント:基本P

P

特別P

P

今回計

P

利用ポイント

P

利用可能ポイント

P

本日付与されたポイントは2~3日

目以降に反映されます。有効期限切

等の理由で、Vポイントが加算

されないことがあります。

詳細はtsite.jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS

岡山県 美作市福本638-3

TEL:0868-74-3157

SS-800019

登録番号: T8260002030490

レシートNo 6450-01 データNo2844-2846

001

2025/10/31

納品書(領収書)

2025年10月01日 14:13

売上

ENEOS Tカード会員 様

XXXXXXXXXX0781

ENEOS Tカード

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー

P-06

38.40L

*

171円

¥6,566

(内ガソリン税53.80円

¥2,066)

合計

¥6,566

(消費税10%対象

¥6,566

内消費税等

¥597)

Vポイント:基本P

P

特別P

P

今回計

P

利用ポイント

P

利用可能ポイント

P

本日付与されたポイントは2~3日

目以降に反映されます。有効期限切

等の理由で、Vポイントが加算

されないことがあります。

詳細はtsite.jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS

岡山県 美作市福本638-3

TEL:0868-74-3157

SS-800019

登録番号: T8260002030490

レシートNo 3079-02 データNo2466-2468

007

2025/10/02

納品書(領収書)

2025年09月11日 12:19

売上

ENEOS Tカード会員 様

XXXXXXXXXX0781

ENEOS Tカード

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー

P-06

39.30L

*

171円

¥6,720

(内ガソリン税53.80円

¥2,114)

合計

¥6,720

(消費税10%対象

¥6,720

内消費税等

¥611)

Vポイント:基本P

P

特別P

P

今回計

P

利用ポイント

P

利用可能ポイント

P

本日付与されたポイントは2~3日

目以降に反映されます。有効期限切

等の理由で、Vポイントが加算

されないことがあります。

詳細はtsite.jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS

岡山県 美作市福本638-3

TEL:0868-74-3157

SS-800019

登録番号: T8260002030490

レシートNo 0718-02 データNo5239-5241

006

2025/09/11

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

ENEOS

納品書(領収書)

2025年12月14日 10:49

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-01
37.50L *
161円 ¥6,037
(内ガソリン税53.80円 ¥2,018)
合計 ¥6,037
(消費税10%対象 ¥6,037
内消費税等 ¥549)
Vポイント:基本P P
特別P P
今回計 P
利用ポイント P
利用可能ポイント P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 3881-01 データNo9639-9641
006 2025/12/14

ENEOS

納品書(領収書)

2025年11月15日 17:04

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-01
36.20L *
166円 ¥6,009
(内ガソリン税53.80円 ¥1,948)
合計 ¥6,009
(消費税10%対象 ¥6,009
内消費税等 ¥546)
Vポイント:基本P P
特別P P
今回計 P
利用ポイント P
利用可能ポイント P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 0358-01 データNo8657-8659
008 2025/11/16

ENEOS

納品書(領収書)

2025年11月08日 15:41

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-01
22.20L *
171円 ¥3,796
(内ガソリン税53.80円 ¥1,194)
合計 ¥3,796
(消費税10%対象 ¥3,796
内消費税等 ¥345)
Vポイント:基本P P
特別P P
今回計 P
利用ポイント P
利用可能ポイント P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 7480-01 データNo5931-5933
007 2025/11/09

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)



納品書(領収書)

2026年01月28日 17:07

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-03
32.00L *
155円 ¥4,960
(内ガソリン税28.70円 ¥918)
合計 ¥4,960
(消費税10%対象 ¥4,960
内消費税等 ¥451)
Vポイント:基本P P
特別P P
今回計 P
利用ポイント P
利用可能ポイント P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 1526-01 デ-5No6952-6954
005 2026/01/29



納品書(領収書)

2026年01月17日 13:37

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-03
36.80L *
155円 ¥5,704
(内ガソリン税28.70円 ¥1,056)
合計 ¥5,704
(消費税10%対象 ¥5,704
内消費税等 ¥519)
Vポイント:基本P P
特別P P
今回計 P
利用ポイント P
利用可能ポイント P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 0109-01 デ-5No2657-2659
005 2026/01/18



納品書(領収書)

2025年12月26日 10:16

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-01
35.30L *
156円 ¥5,506
(内ガソリン税53.80円 ¥1,899)
合計 ¥5,506
(消費税10%対象 ¥5,506
内消費税等 ¥501)
Vポイント:基本P P
特別P P
今回計 P
利用ポイント P
利用可能ポイント P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 5430-01 デ-5No4507-4509
006 2025/12/26



納品書(領収書)

2026年02月18日 11:29

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0110-00
ENEOSレギュラー P04
数量 39.00L
単価 155円
(内ガソリン税 28.70円)
合計 ¥6,045
(消費税10%対象 ¥6,045
内消費税等 ¥550)
釣銭 1万:3955 7千:955
Vポイント:基本P P P P P P
特別P P
今回計 P
利用ポイント P
利用可能ポイント P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認ください。
現金で支払の場合は領収書にかえてください。
株式会社 福本石油店 池ヶ原SS
岡山県津山市池ヶ原867-1
TEL:0868-26-0001 SS-303181
登録番号: T4260001020133
シートNo 2185-01 デ-5No7925-7927
010元番 2026/02/18

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

ENEOS

納品書(領収書)

2026年03月07日 14:35

売上

ENEOS Tカード会員 様

XXXXXXXXXXXX0781

ENEOS Tカード

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー

P-03

38.20L

*

160円

¥6,112

(内ガソリン税28.70円

¥1,096)

合計

¥6,112

(消費税10%対象

¥6,112

内消費税等

¥556)

Vt*イ外:基本P

P

特別P

P

今回計

P

利用ポイント

P

利用可能ポイント

P

本日付与されたポイントは2~3日

目以降に反映されます。有効期限切

等の理由で、Vポイントが加算

されないことがあります。

詳細はtsi te. jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS

岡山県 美作市福本638-3

TEL:0868-74-3157 SS-800019

登録番号:T8260002030490

シートNo 6237-01 デ-5No1377-1379

007 2026/03/08

ENEOS

納品書(領収書)

2026年03月23日 12:46

売上

ENEOS Tカード会員 様

XXXXXXXXXXXX0781

ENEOS Tカード

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー

P-06

31.50L

*

170円

¥5,355

(内ガソリン税28.70円

¥904)

合計

¥5,355

(消費税10%対象

¥5,355

内消費税等

¥487)

Vt*イ外:基本P

P

特別P

P

今回計

P

利用ポイント

P

利用可能ポイント

P

本日付与されたポイントは2~3日

目以降に反映されます。有効期限切

等の理由で、Vポイントが加算

されないことがあります。

詳細はtsi te. jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS

岡山県 美作市福本638-3

TEL:0868-74-3157 SS-800019

登録番号:T8260002030490

シートNo 0226-02 デ-5No7547-7549

006 2026/03/23

(様式第4号)

政務活動記録 (資料購入費)

購入年月日	書籍等名称	金額 (円)
令和 7 年 5 月 26 日	朝日新聞	4,000
令和 7 年 6 月 26 日	朝日新聞	4,000
令和 7 年 7 月 28 日	朝日新聞	4,000
令和 7 年 8 月 26 日	朝日新聞	4,000
令和 7 年 9 月 26 日	朝日新聞	4,000
令和 7 年 10 月 27 日	朝日新聞	4,000
令和 7 年 11 月 26 日	朝日新聞	4,000
令和 7 年 12 月 26 日	朝日新聞	4,000
令和 8 年 1 月 26 日	朝日新聞	4,000
令和 7 年 7 月 31 日	公明新聞	2,270
令和 8 年 2 月 26 日	朝日新聞	4,000
令和 8 年 3 月 25 日	朝日新聞	4,000
合計		46,270

添付書類 ※様式第10号 (領収書貼付) 又は様式第11号

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

※ 山陽新聞は、1紙目と対象外



領収書

領収日 [口座引落]

2025 年 05 月分 27 年 5 月 26 日

西村 大司 様

12-10-0016-00

ご購入紙

部数

金額

※ 山陽新聞朝刊

1

3,900

※ 朝日新聞

1

4,000

領収金額 (税込) ※は軽減税率対象

7,900

登録番号 T3260001029869

8%対象 7,900円 (内税額 585円)

山陽新聞 柵原・湯郷販売所

10%対象 0円 (内税額 0円)

所長 三船 保之

久米郡美咲町大戸下718-4

☎ 0868-62-0707

毎度ご愛読ありがとうございます。

上記の通り領収致しました。

新聞購読料 領収証

西村 大司 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2025 年 7 月分 (7/01~7/31) 領収日 27 年 5 月 26 日

領収金額

¥2,270

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	2,270	1	2,270

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 2,270円 消費税 168円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店

登録番号: T8810572326682

住所 津山市野介代 1 2 7 7 - 2 6

TEL 0868-20-1420 FAX 0868-20-1421

お申込No. 33044-23517 (275)

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)



領収書

領収日〔口座引落〕

2025 年 08 月分 R7 年 8 月 26 日

西村 大司 様

12-10-0016-00

ご購入紙

部数

金額

※ 山陽新聞朝刊	1	3,900
※ 朝日新聞	1	4,000

領収金額 (税込) ※は軽減税率対象 7,900

登録番号 T3260001029869 8%対象 7,900円(内税額 585円)

山陽新聞 柵原・湯郷販売所 10%対象 0円(内税額 0円)

所長 三船 保之

久米郡美咲町大戸下718-4 毎度ご愛読ありがとうございます。

☎ 0868-62-0707 上記の通り領収致しました。



領収書

領収日〔口座引落〕

2025 年 09 月分 R7 年 9 月 26 日

西村 大司 様

12-10-0016-00

ご購入紙

部数

金額

※ 山陽新聞朝刊	1	3,900
※ 朝日新聞	1	4,000

領収金額 (税込) ※は軽減税率対象 7,900

登録番号 T3260001029869 8%対象 7,900円(内税額 585円)

山陽新聞 柵原・湯郷販売所 10%対象 0円(内税額 0円)

所長 三船 保之

久米郡美咲町大戸下718-4 毎度ご愛読ありがとうございます。

☎ 0868-62-0707 上記の通り領収致しました。



領収書

領収日〔口座引落〕

2025 年 06 月分 R7 年 6 月 26 日

西村 大司 様

12-10-0016-00

ご購入紙

部数

金額

※ 山陽新聞朝刊	1	3,900
※ 朝日新聞	1	4,000

領収金額 (税込) ※は軽減税率対象 7,900

登録番号 T3260001029869 8%対象 7,900円(内税額 585円)

山陽新聞 柵原・湯郷販売所 10%対象 0円(内税額 0円)

所長 三船 保之

久米郡美咲町大戸下718-4 毎度ご愛読ありがとうございます。

☎ 0868-62-0707 上記の通り領収致しました。



領収書

領収日〔口座引落〕

2025 年 07 月分 R7 年 7 月 28 日

西村 大司 様

12-10-0016-00

ご購入紙

部数

金額

※ 山陽新聞朝刊	1	3,900
※ 朝日新聞	1	4,000

領収金額 (税込) ※は軽減税率対象 7,900

登録番号 T3260001029869 8%対象 7,900円(内税額 585円)

山陽新聞 柵原・湯郷販売所 10%対象 0円(内税額 0円)

所長 三船 保之

久米郡美咲町大戸下718-4 毎度ご愛読ありがとうございます。

☎ 0868-62-0707 上記の通り領収致しました。

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)



領収書

領収日【口座引落】

2025 年 10 月分 27 年 10 月 27 日

西村 大司 様

12-10-0016-00

ご購入紙

部数 金額

※ 山陽新聞朝刊	1	3,900
※ 朝日新聞	1	4,000

領収金額 (税込) ※は軽減税率対象 7,900

登録番号 T3260001029869

8%対象 7,900円(内税額 585円)

山陽新聞 柵原・湯郷販売所

10%対象 0円(内税額 0円)

所長 三船 保之

久米郡美咲町大戸下718-4

☎ 0868-62-0707

毎度ご愛読ありがとうございます。
上記の通り領収致しました。



領収書

領収日【口座引落】

2025 年 11 月分 27 年 11 月 26 日

西村 大司 様

12-10-0016-00

ご購入紙

部数 金額

※ 山陽新聞朝刊	1	3,900
※ 朝日新聞	1	4,000

領収金額 (税込) ※は軽減税率対象 7,900

登録番号 T3260001029869

8%対象 7,900円(内税額 585円)

山陽新聞 柵原・湯郷販売所

10%対象 0円(内税額 0円)

所長 三船 保之

久米郡美咲町大戸下718-4

☎ 0868-62-0707

毎度ご愛読ありがとうございます。
上記の通り領収致しました。



領収書

領収日【口座引落】

2026 年 01 月分 28 年 1 月 26 日

西村 大司 様

12-10-0016-00

ご購入紙

部数 金額

※ 山陽新聞朝刊	1	3,900
※ 朝日新聞	1	4,000

領収金額 (税込) ※は軽減税率対象 7,900

登録番号 T3260001029869

8%対象 7,900円(内税額 585円)

山陽新聞 柵原・湯郷販売所

10%対象 0円(内税額 0円)

所長 三船 保之

久米郡美咲町大戸下718-4

☎ 0868-62-0707

毎度ご愛読ありがとうございます。
上記の通り領収致しました。



領収書

領収日【口座引落】

2025 年 12 月分 27 年 12 月 26 日

西村 大司 様

12-10-0016-00

ご購入紙

部数 金額

※ 山陽新聞朝刊	1	3,900
※ 朝日新聞	1	4,000

領収金額 (税込) ※は軽減税率対象 7,900

登録番号 T3260001029869

8%対象 7,900円(内税額 585円)

山陽新聞 柵原・湯郷販売所

10%対象 0円(内税額 0円)

所長 三船 保之

久米郡美咲町大戸下718-4

☎ 0868-62-0707

毎度ご愛読ありがとうございます。
上記の通り領収致しました。

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)



領収書

2026 年 02 月分

領収日 [口座引落] 8 年 2 月 26 日

西村 大司 様

12-10-0016-00

ご購入紙

部数 金額

※ 山陽新聞朝刊	1	3,900
※ 朝日新聞	1	4,000

領収金額 (税込) ※は軽減税率対象

7,900

登録番号 T3260001029869

8%対象 7,900円 (内税額 585円)

山陽新聞 柵原・湯郷販売所

10%対象 0円 (内税額 0円)

所長 三船 保之

久米郡美咲町大戸下718-4

☎ 0868-62-0707

毎度ご愛読ありがとうございます。

上記の通り領収致しました。



領収書

2026 年 03 月分

領収日 [口座引落] 8 年 3 月 26 日

西村 大司 様

12-10-0016-00

ご購入紙

部数 金額

※ 山陽新聞朝刊	1	3,900
※ 朝日新聞	1	4,000

領収金額 (税込) ※は軽減税率対象

7,900

登録番号 T3260001029869

8%対象 7,900円 (内税額 585円)

山陽新聞 柵原・湯郷販売所

10%対象 0円 (内税額 0円)

所長 三船 保之

久米郡美咲町大戸下718-4

☎ 0868-62-0707

毎度ご愛読ありがとうございます。

上記の通り領収致しました。

(様式第 14 号)

使途項目別集計表

※該当する使途項目に○

研究研修費 調査旅費 ☒ 広報費 広聴費 その他経費

月日	内容等	金額 (円)
令和 7 年 7 月 1 8 日	美作をよくする会 第 12 号 44,000×0.9	39,600
令和 7 年 9 月 2 8 日	美作をよくする会 第 13 号 46,200×0.9	41,580
令和 8 年 1 月 7 日	美作をよくする会 第 14 号 31,900×0.9	28,710
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
合計		<u>109,890</u>

(様式第5号)

政務活動記録（ 広報紙・報告書 ）

発行日	令和7年7月18日	発行部数	1,100部
支出費目	内容		金額(円)
印刷代	美作をよくする会 第12号	44,000円×0.9	39,600
合 計			39,600

発行日	令和7年9月28日	発行部数	1,200部
支出費目	内容		金額(円)
印刷代	美作をよくする会 第13号	46,200円×0.9	41,580
合 計			41,580

発行日	令和8年1月7日	発行部数	1,100部
支出費目	内容		金額(円)
印刷代	美作をよくする会 第14号	31,900円×0.9	28,710
合 計			28,710

添付書類 ※様式第10号（領収書貼付）

※様式第14号（使途項目別集計表）

※作成した印刷物

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

請 求 書

令和 7 年 7 月 17 日 No. _____

西 村 大 司 様

岡山県赤磐市周匝1467

周 匝 印 刷 所

黒 田 規 彦

TEL 086-954-0615 FAX 086-954-0627

合計金額 ￥44,000

月日	品 名	数 量	単 価	金 額
	美作をよくする会 第12号 6p	1,100部		44,000

上記のとおり御請求申し上げます

領 収 証

No. _____

西 村 大 司 様

令和 7 年 7 月 17 日

金 額	百	拾	万	千	百	拾	円
	9	4	4	0	0	0	

収
入
印
紙

但し 美作をよくする会 第12号 6P

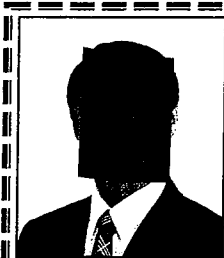
岡山県赤磐市周匝1467

周 匝 印 刷 所

黒 田 規

電話 (086) 954-06

上記の金額正に領収致しました



美作をよくする会

会 報 第 12 号

発行 令和7年7月18日

発行責任者 / 美作市議会議員 西村大司

〒

TEL/FAX

この号では、令和7年4月13日投開票の美作市議会議員選挙、その後の臨時議会、6月定例会での一般質問等を掲載しています。

2025年4月13日美作市議会議員選挙について

有権者数 21,040 人 (前回△1,820 人) (男 10,008 人、女 11,032 人) 投票率 66.16% (前回 72.6%) 定数 16 名、立候補者 21 名。私は、723 票を得て再選の栄を受けました。

2025年5月5日 臨時議会について

臨時会において議長、副議長、常任委員会の所属が決まりました。

◎議長 安藤功 ◎副議長 西山正志

◎総務産業建設委員会 委員長 新免 まさのり 副委員長 中山 忠明 委員 山本 真樹
角南 良雄 和田 いさお 山本 雅彦 鈴木 悦子 安藤 功

◎文教市民福祉委員会 委員長 西村 大司 副委員長 神原 一寿 委員 うねめ よりえ
島 いったつ 中西 竜太 青山 慶 和田 広宣 西山 正志 (敬称略、市 HP 掲載順)

2025年6月定例会 一般質問

1.美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

①「魅力的なまちをつくる」について

質問

今年3月に公表された第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、美作市の将来像や基本的な方向性が示されました。しかし私は、この戦略に「地域間のバランス」の視点が十分に反映されているとは言い難いと感じています。

とりわけ、私の地元・英田地域では、遊休地や空き家の増加、小中学生の著しい減少など、地域の活力が低下しています。それにもかかわらず、総合戦略では美作インターチェンジ周辺の開発が大きく打ち出され、周辺地域への支援や施策は具体性に乏しい印象です。

美作市は合併当初、「全体で一つのまちをつくる」という理念を掲げてスタートしました。しかし今、市民の間には「自分たちの地域は取り残されているのではないか」という不安が広がっています。

また、「魅力的なまちづくり」という目標に対し、現実では人口減少に伴って商業・医療・教育といった地域機能が弱まり、さらなる人口流出を招く悪循環が生じています。例えば、かつての JA 英田支店は廃止され、現在は取次業務のみが行われる施設に転用されています。空き家も増え、街並みからはかつてのにぎわいが失われつつあります。学校の児童・生徒数も減少が続き、将来的な再編の必要性も視野に入ってきています。

こうした現実を踏まえ、空き家の利活用や旧町中心部の再生といった「地域に根ざしたまちづくり」を、市はどのように総合戦略の中で位置づけているのか、お伺いします。

あわせて、企業誘致についても伺います。地域経済の活性化や若者定着には、新規企業の進出と雇用創出が不可欠です。市は企業誘致にどのような姿勢で臨んでおられるのか、また今後の施策強化についてのお考えを伺います。

答弁

市内では全地域で人口減少が進行しており、特に美作地域以外の旧町村地域で顕著です。また、市内転居の多くが美作地域への移動となっており、中心地への人口集中が進んでいます。こうした旧町村中心地の衰退は重要な課題と捉えており、第3期総合戦略では今後5年間の方針として「魅力的なまちをつくる」を政策分野の一つに掲げています。この分野では、「住み続けたいと思う市民の割合を70%にする」ことを基本目標とし、地域の声を反映しながら、誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりを進めていきます。さらに、「教育」「空き家対策」「雇用創出」などの取組を、他の政策分野と連携しながら一体的に進めていく考えです。

2回目の質問

日本の総人口は2040年に1億1,092万人と推計され、1975年当時とほぼ同じ規模ながら、高齢化率は7.9%から35.3%へ、年少人口の割合は24.3%から10.8%へと大きく構成が変化します。美作市も大正期から昭和中期までは人口増加を見たものの、旧町村単位では一時的な増加があるものの、6町村合計では一貫して減少しており、過疎の先進地とも言える状況です。英田地域でも、1歳から6歳までの子どもの数がそれぞれ一桁台から十数人程度に留まり、深刻な人口減少が続いています。令和2年国勢調査までの15年間で、美作市全体の人口は20.14%減少し、特に英田・勝田・東栗倉など周辺地域ほど急激に減少しています。

こうした背景を踏まえ、以下4点について伺います。

1点目は、旧町村中心地の活性化について。合併後、周辺部の人口減少や地域機能の空洞化が進んでいる現状を市はどう認識しているか。また、中心部への集約偏重ではなく、旧町村中心地の再評価・再生に関する市の基本方針を伺います。

2点目は、地域ごとの定住促進と宅地供給について。市民アンケートでは宅地供給に関する項目の評価が低い、「強くそう思う」と答えた人の数こそ重要です。地域ごとの需要を丁寧に掘り起こす分析が求められます。英田地域福本地区など平坦でインフラが整った地域において、宅地造成・分譲を行う考えや、空き家バンクの制度強化について伺います。

3点目は、地域起業や雇用創出の支援について。周辺部での小規模起業や移住者支援、空き家等を活用したサテライトオフィス・テレワーク拠点整備に対する市の方針を伺います。

4点目は、旧町村単位での地域拠点再生モデル事業について。宅地・雇用・福祉などを一体的に整備する再生モデルを、例えば英田地域で先行実施する考えはあるか。また、住民と行政の協働を推進する自治振興協議会の今後の活用方針も併せてお聞かせください。

2回目答弁

旧町村中心地の活性化について、市は合併当初から人口減少と地域機能の空洞化を重要課題と認識しており、総合戦略では将来ビジョンを示しつつ、個別地域の方針は定めていません。ただし、地域の魅力を尊重し、市民と一体となって施策に取り組むとしています。

空き家対策では、リフォーム補助金などを拡充し、若者の定住や移住を支援しています。一方、空き家のサテライトオフィス等への利活用に対する支援制度は現状ありません。宅地供給については、市有地活用を基本に、旧町村中心地でも需要があれば検討するとしています。分譲宅地は人口や企業誘致などとも関係が深く、総合的に検証する考えです。雇用支援では、「スタートアップ支援事業補助金」により、飲食・美容・製造など 11 件を支援。商工会や金融機関と連携した相談体制も整備されています。農泊支援は、英田・東栗倉・勝田地域で国の交付金を活用し、複数の団体・施設が運営中で、今後も関係部署と連携して支援を行っていくとしています。

3 回目質問

旧町村の活性化や定住促進、雇用支援などは、市全体の持続的発展に不可欠な課題です。合併から約 20 年が経過する中、中心部と周辺部の格差をどう是正し、バランスの取れたまちづくりを進めるのか。地域の声にどう向き合い、戦略をどう実行していくのか、市長の所見を伺います。

3 回目答弁

(市長) ご質問の範囲が広く、十分にお答えできるか懸念もありますが、私が市長に就任して 11 年余り、美作地域に資源が集中しているとの批判を受けたのは今回が初めてです。これまでは、英田地域への公共施設整備などを理由に、むしろ周辺部重視との批判を受けたこともありました。私は一貫して「均衡ある発展」を掲げており、その実現には議会や市民の理解と協力が欠かせません。とりわけ周辺部では、施策の実施に高い行政コストがかかるため、その点の理解が重要です。今後は、旧町村中心地の活性化はもちろん、さらに周辺の限界集落支援や生活インフラの維持、高規格道路の整備など、地域課題に粘り強く取り組みます。周辺部を決して見捨てることなく、必要な行政コストを負担する覚悟と、それに見合う財源確保の姿勢で臨む考えです。

総括

美作市は平成の大合併により広域な行政区域を形成しましたが、その目的は行政効率化ではなく、地方分権時代における基礎自治体の強化にあったはずですが。現実には中心部と周辺部で人口動態や生活環境に大きな格差が生まれ、特に周辺部では人口減少や空き家の増加、経済停滞が深刻です。しかし旧町村の中心部には、支所や学校、インフラなどの資源が今も残っています。これらを活かして、生活・定住の拠点、経済再生の拠点として再構築することこそ、合併市の責任であり、地域自治の実現につながると考えます。

2. 基金の運用状況と含み損への対応について

① 基金の構成と運用状況について

令和 6 年 3 月 18 日付の山陽新聞において、自治体の基金運用に関する報道がありました。総務省が公表した令和 6 年 1 月末時点の統計によると、全国の主要 20 市のうち 16 市が、基金の 6 割以上を有価証券などで運用し、その多くが含み損を抱えているとされています。原因は急激な金利上昇による債券価格の下落であり、元本回収を前提とする長期保有の姿勢が示される一方、災害時や突発的な財政需要への対応に支障が生じる懸念も指摘されていま

す。本市もその 16 市に含まれているとの報道があり、運用方針やリスク管理体制について確認が必要です。そこで、以下 4 点についてお尋ねいたします。

まず 1 点目は、基金の構成と運用状況についてです。令和 5 年度決算では、一般会計基金が約 185 億 9,000 万円、特別会計が約 16 億円とされていますが、現在の基金総額と、そのうちの程度が有価証券で運用されているのか、具体的な金額と比率をお示してください。また、債券等の内訳や平均保有期間、運用方針についても明らかにしてください。特に、金利が上昇局面にある中で過去の運用判断の是非も検証が求められると考えます。

2 点目は、含み損の現況とその影響についてです。時価と帳簿価格の差額、すなわち含み損がどれほど存在するのか、具体的な金額と影響を説明してください。含み損は帳簿上の評価に過ぎないとはいえ、実際に売却が必要な局面では損失となる可能性があるため、市民や議会への明確な情報提供が必要です。

3 点目は、今後の基金運用とリスク管理についてです。災害や突発的な財政需要時に備え、運用資産の中で売却可能な資産と困難な資産をどう区分しているのか、また資金の流動性確保の方策について伺います。さらに、金利動向の見通しや運用方針の見直し、外部専門家の助言の有無についてもお示してください。

最後に 4 点目として、情報公開と説明責任についてお尋ねします。含み損を公表している自治体もある中で、本市ではこれまで基金運用状況や含み損の情報をどのように開示してきたのか、また今後の説明や情報公開の方針についてご説明ください。

たとえ厳しい状況であっても、情報を正直に共有し、共に解決策を探る姿勢が、財政の信頼性を守る上で欠かせません。ぜひ誠実なご答弁をお願いいたします。

答弁

基金の運用状況と含み損への対応について。

まず、基金の残高は令和 6 年 11 月時点で約 198 億円あり、内訳は利付日本国債（30 年満期）が 60 億円、円建て外国債券が 65 億円、普通預金が 73 億円で、平均利率は 0.79%、運用期間は 7 か月から 27 年となっています。

含み損は、金利上昇により保有債券の時価が下落し、売却すれば損失となる状態ですが、本市では満期保有を前提にしているため、現在損失はなく、各基金にも影響はありません。今後の運用については、令和 6 年 1 月に公金管理運用方針を見直し、公金管理運用会議を新設するとともに、職員研修による運用知識の向上に努めています。運用期間や債券の種類を分散させ、リスク軽減にも取り組んでいます。

また、災害時の流動性についても、過去の例を踏まえると現状の基金で対応可能と考えています。情報公開については、財政の総点検を毎年ホームページで公開し、行政懇談会や決算書でも説明しています。今後も丁寧な情報提供に努めてまいります。

（市長）情報公開と説明責任について補足します。現在の「財政の総点検」には債券の種類や残存年数、運用方針の詳細が十分に記載されていません。今後は、例えば何年満期の国債がどれだけ残っているかといった情報も含め、市民や議会に分かりやすく提供できるよう、情報開示の充実を図ってまいります。

2回目質問

基金の運用と今後の在り方について、以下3点をお尋ねします。

まず1点目、財政調整基金と減債基金の適正規模についてです。現在の基金残高は約198億円とのことですが、財政調整基金については標準財政規模の10～20%が望ましいとの基準もあります。現時点での残高がこの基準に照らして適正か、また減債基金についても将来の償還計画に対し過不足がないか、ご見解を伺います。

2点目、運用益の市民福祉への還元についてです。平均利回り0.79%とのことですが、こうした運用益は税金を原資とした公共の利益であり、市民サービスや福祉施策への還元が求められます。現在の運用益の規模や活用実績、今後の人口減少対策等への活用方針についてご説明ください。

3点目、情報公開と市民との協議についてです。市長から補足があったように、財政の総点検や決算書への記載、行政懇談会での説明があるとのことですが、具体的な数値やリスクを市民が十分に理解できる形で示されているかについては課題があると感じます。定期的かつ分かりやすい情報公開と、市民との対話の場の充実が必要ではないでしょうか。市の見解を伺います。

2回目答弁

基金についての2回目のご質問にお答えします。

まず1点目の適正規模についてですが、明確な基準はないものの、総務省調査では「決算状況を踏まえた積立て」「標準財政規模の5～20%」「過去の取崩し実績に基づく積立て」の順で多くの自治体に対応しているとされています。美作市の財政調整基金は約70億円で、長期運用分を除いても標準財政規模の10%以上を確保しており、過去の災害時等への対応実績を踏まえても十分な流動性を有していると考えます。

減債基金については約26億円を保有しており、庁舎建設などにより今後増加が見込まれる公債費に対応するため、取崩しを予定しています。

次に、基金運用益についてですが、令和5年度の一般会計分は約1億4,000万円で、全額を再び基金に積立てました。運用益を直接事業に充てるのではなく、各基金の目的に応じた事業への活用を基本としています。

戦略的活用の例としては、市役所新庁舎建設にあたり、令和5・6年度で合計約4億2,690万円を公共施設整備基金から繰り入れた実績があります。今後も臨時的な事業や有利な財源がない場合には、基金を有効に活用していきます。

3回目質問

美作市の標準財政規模は約136億円であり、財政調整基金の適正規模は11億～30億円とされる中、現在は70億円を超えています。なぜこれほど多額の積立てを行っているのか、市としての基本的な考えを伺います。例えば近隣自治体では学校給食の無償化などに基金を活用している例もありますが、美作市でも一部を活用し、段階的にでも子育て支援策を進めていく考えはないのか、市長の見解をお聞かせください。

3回目答弁

基金の積立については、合併当初の厳しい財政状況を背景に、市民の間でも「一定の備えが

必要」との意識が強く、これまで積み上げてきた経緯があります。特に借金の多かった当時と比べ、現在は貯蓄が借金を上回り、ネットで約 52 億円の黒字となっています。今後は財調基金を大きく増やす方向ではなく、市民や議会に理解される形で情報公開を進めていきます。また、使途については、少子化や高齢化といった行政需要の増加に備える財源として位置づけ、必要に応じて戦略的に活用します。学校給食の無償化については、国の動向を見ながら教育的観点も含めて慎重に判断すべき課題であり、現時点では基金活用による即時実施は考えていないというのが私の見解です

総括

この項では、基金の運用状況や含み損、リスク対応、必要資金の確保方法などについて確認しました。市としては安定運用と満期保有を基本とし、損失回避に努めている姿勢は理解できましたが、市民の立場からは「200 億円近い基金のうち実際に使えるのはどれか」「安全に管理されているのか」などの不安もあると思います。財政調整基金などは目的に沿って運用されるべきですが、多すぎても少なすぎても影響が出るため、見直しと分かりやすい説明が不可欠です。今後も市民の信頼を得る丁寧な財政運営を求めます。

討論

議案第 56 号「美作市行政改革推進に関する条例」について。

本条例は、人口減少と高齢化が急速に進行する中で、市の財政資源を将来の福祉や生活支援に振り向けるため、行政の効率化を図るものです。方向性として「持続可能な市政の構築」を掲げていることに賛意を示します。

しかしながら、いくつかの点で懸念も申し添えます。重点改革事項に示された観光施設や総合支所、市有財産の「整理」や「統廃合」といった表現が、地域住民の生活基盤を一方的に削るような形で進められないか、危惧しております。特に周辺部では、行政サービスの縮小が住民の暮らしに直結する重大な問題です。

また、「廃止・売却」の判断基準が条例上に明記されておらず、市民との合意形成が不十分なまま意思決定が進む懸念もあります。職員体制の見直しについても、既に定員管理計画の中で相応の縮小がなされており、さらなる削減は行政サービスの低下につながるおそれがあります。

条例の意義を認めつつも、執行段階では地域の実情に即した丁寧な対応と説明責任、透明性の確保を強く求め、本議案に賛成いたします。

編集後談

長い選挙戦を終え、皆さまの温かいご支援のおかげで再び市政に携わる機会をいただきました。応援の言葉や励ましの声、一つひとつが心に深く刻まれています。選挙後も、すぐに議会が始まり、委員長職や一般質問、討論と慌ただしい日々が続いていますが、これこそが議員としての本分



と受け止めています。これからも地域を歩き、市民の声を市政に届ける橋渡し役として、誠実に活動してまいります。今後とも変わらぬご指導とご鞭撻をよろしくお願いいたします。

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

請 求 書

令和 7 年 10 月 3 日

No. _____

西村大司 様

岡山県赤磐市周匝1467

周 匝 印 刷 所

黒田 規 義

TEL 086-954-0615 FAX 086-954-0627

合計金額 ￥46,200

月日	品 名	数 量	単 価	金 額
	美作をよくする会 第13号 6p	1,200部		46,200

上記のとおり御請求申し上げます

領 収 証

No. _____

西村大司 様

令和 7 年 10 月 3 日

金 額	百	拾	万	千	百	拾	円
	2	7	4	6	2	0	0

但し美作をよくする会第13号印刷

収
入
印
紙

岡山県赤磐市周匝1467

周 匝 印 刷 所

黒田 規 義

電話 (086) 954-0615

上記の金額正に領収致しました



美作をよくする会

会 報 第 13 号

発行 令和7年9月28日

発行責任者 / 美作市議会議員 西村大司

〒

TEL/FAX

この号では、令和7年9月定例会での一般質問、文教市民福祉委員会を掲載しています。

2025年9月定例会 一般質問

1. 地域猫活動支援制度の拡充について

今年度から始まった地域猫活動支援制度は、市民から期待されていた施策であり、飼い主のいない猫の問題解決に向けたスタートとして高く評価されています。しかし、当初予算60万円は1か月足らずで申請額が上限に達し、受付終了となりました。これは市民の関心とニーズが想定以上に高かったことを示しています。そこで伺います。①今年度の利用実績を踏まえ、補正予算や来年度の増額を検討する考えはあるか。②現在は自治会や活動団体が対象ですが、協議がまとまらない地域や個人、小規模グループが取り残されている現状があり、新たな枠組みを検討すべきではないか。③どうぶつ基金による無料不妊手術事業の行政枠を活用すれば、財源を増やさず実質的な支援拡充が可能です。前向きな判断を求めます。

答弁（1回目）

地域猫活動支援補助金は、所有者のいない猫によるトラブルを減らし、市民が快適に暮らせる環境を整えるとともに、猫の命を守ることを目的に創設しました。補助対象は自治会や活動団体で、対象猫1頭につき1万円、上限20万円。今年度は3団体から各20万円の申請があり、予算60万円に達したため受付を終了しています。補正予算対応はせず、どうぶつ基金の無料チケットや低料金手術の案内により費用軽減を図ります。個人活動にも行政枠チケットを利用できるよう要綱を整備中で、近くお知らせできる見込みです。また岡山市内の移動式手術なども参考にし、来年度の制度拡充や補助額の見直しを検討してまいります。

質問（2回目）

答弁は「検討・研究」が多く、次の支援がいつ受けられるのか不透明です。せっかくの制度が機能不全となりかねません。改めて伺います。①予算はわずか3団体で枠が尽きました。来年度は少なくとも倍増し、継続的に活動できる規模にすべきではないか。②どうぶつ基金の行政枠について、具体的にいつから利用可能か。今年度中にどの程度配布可能か。③和気町ではNPOと連携し1日で100匹超の手術を実施しました。本市も研究段階にとどまらず、今年度中に関係団体と協議すべきではないか。④広報について、ホームページや広報紙だけでなく、市民が目にする場所にチラシを常設するなど強化が必要ではないか。

答弁（2回目）

来年度の予算拡充は、市民の意見を踏まえ補助要綱や予算額を検討していきます。どうぶつ基金のチケットは、制限はないものの、協力病院の受け入れ枠が課題であり、近隣には対応病院がなく、今後、拡充を要望してまいります。要綱改正は10月1日を目指しており、10月中に告知放送、11月広報紙で周知予定です。和気町の事例は有効な取り組みであり、本

市でも来年度予算化に向け調査します。広報については、窓口相談時のチラシ配布に加え、今後も周知を強化してまいります。

総括

地域猫活動は「排除」ではなく「環境問題」として地域全体で取り組むものであり、予算・制度・啓発の三位一体で進める必要があります。市民の理解を得ながら、活動が停滞しないよう制度の充実を強く要望します。

2. 「美作市公民館及び集会施設等整理の推進に関する条例」の運用方針について

本条例第4条には、原則として地区自治振興協議会構成区内に1か所、おおむね30か所程度の集会施設を設けると規定されています。しかし現状、英田地域の2つの自治振興協議会エリアには、市が管理する集会施設が存在せず、集落単位の施設しかありません。そのうち1施設を市指定とする方向があると聞いています。条例の趣旨に照らせば理解できる面もありますが、他地区との公平性や市民の分かりやすさに課題が残ります。さらに、人口減少や行政集約化の中で、集会施設の役割自体も変化しています。

そこで伺います。本条例第4条を踏まえ、市は全市的にどのような方針で指定や整理を進めるのか、基本的な運用の考え方をお示してください。

答弁

条例の運用方針についてお答えします。

本条例は令和3年3月、市内の公民館・集会施設の管理運営方法を統一し、新体制を整えることを目的に制定しました。整理の目途は、公民館を令和7年度までに各中学校区1、全市で5～6館程度、集会施設は令和8年度までに各自治振興協議会区1か所、市内30程度としています。

副市長を委員長とする整理推進会を設け、基本的には既存施設を活用しつつ、不均衡があれば自治振興協議会の意見を聞き、協議を重ねています。令和7年3月定例会では、公民館条例から6館を削除し、集会施設では5施設を削除、7施設を追加しました。また東栗倉では旧幼稚園を公民館にとの強い要望があり、今後配慮が必要と考えています。

質問（2回目）

進め方は理解しましたが、懸念は不公平感の問題です。英田地域8地区自治振のうち2自治振では市管理の集会施設がなく、1つの集落施設のみ市指定となれば、その施設だけ市が負担、他は自治会負担のままです。これでは地域内や他地域との間で不平等との声が出るのは当然です。条例は統一的な体制を目的としたはずですが、実際は地域ごとに差が出ています。この現状を市はどう認識し、不公平感解消へどのような対応を考えているのか伺います。

答弁（2回目）

条例の趣旨を整理いたします。当初、公民館設置条例には19館があり、旧町村単位で設置されたものが混在していました。そのうち一部は実態として自治振興の拠点であり、公民館は中学校区単位、集会施設は自治振興協議会単位とする大まかな方針を定めました。費用負担については、公民館・集会施設とも維持管理費は市負担であり、異なるのは職員配置の有無です。集会施設は地元管理ですが、光熱水費等は市負担で実質的な地元負担はありません。ご指摘の英田地域については8つの自治振興協議会があり、すべてに市指定施設を置けば

他地域より手厚いと感じる方も出るでしょう。本条例は費用負担調整ではなく、自治振興活動の拠点を位置づける趣旨であり、地域の実態に応じて配置されるべきものと考えています。

総括

条例の目的である統一的体制と現実の運用の間にギャップを感じます。「他地域より手厚い」との説明は、むしろ整理過程での十分な検証や配慮不足を示すものではないでしょうか。条例制定時に地域実態を把握すべきであり、今後は市民に不信や混乱を与えぬよう責任を持った対応を強く求めます。

3. 所得申告会場の運営について

行政報告でも触れられておりますが、その経緯を市民に分かりやすく説明していただきたいと思います。去年は旧町村ごとの会場をやめ、市内2か所で実施されました。理由は、申告システムを両備システムに更新したため、操作習熟職員に限られたということでした。半年以上が経過し、今では習熟も進んでいるのではないのでしょうか。市民からは「遠方の会場まで車で行くのが負担」「旧町村ごとの会場の方が便利」との声が寄せられています。高齢者や機械に不慣れな方にとっては、e-Taxの普及だけでなく、対面で安心して相談できる会場は重要です。申告は心理的にも負担が大きく、去年の集約は一時的措置だと考える市民も多いようです。そこで伺います。

①旧町村会場を廃止し2会場に集約した理由と、職員の習熟状況はどうか。②運営結果の評価として来場者数、待ち時間、市民の意見はどうだったのか。③来春の方針について、旧町村での開催復活の検討はできないか。④e-Taxを推進する一方で、対面相談を希望する市民に選択肢を残すべきではないか。

答弁

旧町村単位での開催は他部署応援で維持していましたが、令和7年からシステムが一新され、短期間で全職員に習得させるのは困難でした。そのため税務課と支所職員のみで対応し、会場を市内2か所に集約しました。人員負担を軽減し効率的に運営するためです。来場者は3,096人で前年より94人減でしたが、例年並みで大きな影響はなく、待ち時間も短縮しました。一方、会場が分かりにくい、駐車場が狭い、新庁舎開催を望むなどの声もありました。改善策として①来場が困難な方は総合支所で事前予約による相談を受け付ける、②南会場は新庁舎で開催する予定としました。確定申告は本来国税であり税務署が基本ですが、全国で約3分の2がe-Taxを利用しています。本市も普及に努め、来場者減少と待ち時間短縮を図ります。

質問（2回目）

高額なシステム更新を行いながら会場が減るのは市民サービスの後退ではないか。確定申告は国・県・市町村が連携して行う重要業務であり、「国税だから」「市税だから」と切り分ける説明は市民に誤解を与えかねません。数や率ではなく、市民の利便性を第一に考えた体制が必要ではないのでしょうか。旧町村での開催復活を含め、柔軟な対応を検討すべきです。

答弁（2回目）

職員数が減る中で、現状の人員で可能な最善の体制を取っています。改善策としては、支所での予約相談、新庁舎での南会場開催を実施します。さらにe-Tax、特にスマートフォン

申告の普及を進めるため、税務署に研修を依頼し、今年度も複数地域で開催予定です。市民負担を軽減できるよう努めてまいります。

総括

デジタル化推進とともに、対面での支援を必要とする市民への十分な配慮が不可欠です。システム更新をしながら「近かった会場がなくなり不便になった」という結果になっては本末転倒です。国や県との連携を踏まえ、市民の立場に立った柔軟な申告体制を強く要望して、本項を終わります。

4.投票所の統廃合について

先の参議院選挙から、市内の投票所は 27 か所から 24 か所へと統廃合されました。具体的には、勝田地域では第 5 投票所を第 3 投票所へ、英田地域では第 3・第 4 投票所をそれぞれ第 2・第 1 投票所へ統合する形です。その基準は、有権者数が 200 人を下回る投票所を対象とされたと同っています。

有権者数の減少や期日前投票の普及、投票所運営の担い手不足といった背景は理解します。しかし地域からは、「投票所が遠くなり不便になった」「高齢で車がなくなり行けなくなった」との声が少なからず寄せられています。こうした声にどのように応えるのか、住民サービス維持の観点からも極めて重要です。

また、私は令和 4 年 9 月議会で期日前移動投票所の導入を提案しました。その際は「検討する」との答弁でしたが、具体的な動きは見えていません。新見市では先行導入し、投票率向上に一定の成果を上げています。本市としても改めて検討すべきではないでしょうか。

また、期日前投票は市内どの投票所でも可能ですが、投票日当日は指定の投票所でしか投票できません。以前の答弁では「庁舎以外のネット環境が脆弱なため困難」と説明されました。しかし、現在ではコンビニで住民票発行や各種支払いも可能です。なぜ選挙だけが旧態依然とした仕組みなのか疑問です。そこで伺います。

①統廃合後、投票機会をどのように確保するのか。

②期日前移動投票所導入の検討状況と見通しは。

③投票日当日の投票所柔軟化や ICT・DX 活用の可能性は。

答弁

統廃合の背景は、有権者数減少や期日前投票普及による当日投票者数の減少、不均衡是正、投票管理者や立会人の担い手不足への対応です。今回は地域の意見を伺いながら、小規模投票区を対象に判断しました。

影響については、直近の参議院選で勝田第 3 投票所は当日投票 102 人、期日前と合わせ 176 人で投票率 59.06%、前回比 1.53 ポイント減。一方、英田第 1 投票所は 52.52%で 2.78 ポイント増、第 2 投票所は 61.76%で 6.55 ポイント増でした。全体では 55.52%、前回比 3.91 ポイント増で、統廃合区全体としてはおおむね横ばいを維持しました。

移動期日前投票所については、投票機会拡大の効果が期待できる一方、投票用紙や投票箱の厳格な管理、従事者追加配置、搬送費用、悪天候対応など課題が多くあります。現時点では、国の制度改正や他市の取組を参考に検討を継続します。なお、県内では新見市のみが導入し、高校や大学を巡回しています。

また、当日の投票所柔軟化については、公職選挙法第 44 条第 2 項で「選挙人名簿との対照」を必須とし、施行令で各投票区に抄本を送付するよう規定されています。そのため現行制度下では、全投票所に全有権者名簿を設置しなければならず、現実的には困難です。

ICT・DX 活用による利便性向上については、国のガイドラインや実証実験を参考に、費用対効果やセキュリティ面を踏まえ、導入の可能性を検討してまいります。

総括

市民が「投票に行きたいのに行けない」という状況を少しでも減らすことが最重要です。そのためにも利便性向上に向けた積極的な挑戦を求め、この項を終わります。

5. 中山間地域の農地・集落維持に向けた施策について

① みまさか農村 RMO の設立後の活動状況について

昨年 6 月議会で集落維持の観点から質問し、執行部から設立の答弁を受けました。1 年経過した現在、この組織はどの地域でどのような活動を行い、成果や課題は何か、教えてください。

② 代行耕作事業の導入について

総社市で実施されているこの事業は、借手が見つかりにくい中山間地域の農地維持に有効と考えます。美作市での導入可能性、実施上の課題や期待される効果についてお聞きします。

答弁

みまさか農村 RMO は、自治振興協議会、社会福祉協議会、株式会社特産館みまさか、地域活性化起業人、農林産物販路開拓会議などで構成され、事務局は市が担当しています。

1 年間の主な活動は、草刈り応援隊の結成に向けた実証試験と、中山間地域等直接支払広域組織設立に向けた事務代行の実証試験です。ウィンチ付きラジコン草刈り機を用い、危険箇所の草刈り支援も行いました。現在は実証期間中で、集落からの要望に応えられる体制整備を進めています。広域連携組織は先月設立され、事務委託が可能となり、負担軽減につながります。

代行耕作事業については、総社市の事例のように、農地バンクを通じ、作業を代行する仕組みです。美作市内では現時点で需要は少なく、必要があれば最寄りの担い手を紹介する形で対応します。水管理や草刈りは土地所有者が行い、収穫物は所有者のものです。

質問（2 回目）

RMO の構成員や活動地域、具体的成果が市民に見えにくいのが現状です。補助事業の予算がどのように使われたのかも含め、成果と課題を明確に示していただきたい。

代行耕作事業は、助成メニューを活用すれば、高齢農家の利用意欲は大きく変わるはずです。英田地域の受託組織や大規模農家はすでに受託活動を収入源としています。広域組織で代行事業を行えば対応可能ではないでしょうか。総社市のように委託料が 12 万円を超える部分については市などから補助金が支払われる制度があれば、市内でも耕作放棄地抑制や農地維持にも直結すると考えます。市の方策や見解を再度お示してください。

答弁（2 回目）

農村 RMO は最大 3 年の継続事業で、調査研究・実証試験を行います。構成員は先述の団体代表で、必要に応じて協力団体も参画。交付金は先進地視察、広域組織設立の実証費用、草

刈り応援隊実証費用や機械リースに使用しました。

草刈り応援隊は作業負担軽減を目的に設立を目指し、ウィンチ付きラジコン草刈り機で実証試験中です。課題は現場条件に応じた適材適所の対応が必要な点です。

広域連携組織は令和 7 年 8 月に設立済みで、80 集落、7 個人協定が参加。事務委託を希望する集落は組織を通じて事務負担を軽減できます。

代行耕作事業は、現状の広域連携組織規約に含まれないため実施できません。ただし、遊休農地の保全管理は多面的機能支払交付金事業として共同活動で可能であり、事務局や共同利用機械を通じて相談可能です。

総括

みまさか農村 RMO は、市民から活動内容や成果が見えにくい状況です。調査・実証だけでなく、現場で役立つ姿を早く示してほしい。代行耕作も、実施できない理由より、どうすれば可能かを考える姿勢が必要です。総社市のように定額以上の委託料を市などが補填してくれる助成事業ば、農家の耕作意欲向上や耕作放棄地解消に期待が持てます。中山間地域の農地を守ることは、集落を守り、美作市の未来を守ることです

《文教市民福祉委員会》9月12日開催

付託議案は、特別職非常勤職員の報酬改正、放課後児童健全育成事業施設の指定管理者指定、一般会計補正予算（第 2 号）、介護保険特別会計補正予算（第 1 号）、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の 5 件です。

○特別職非常勤職員の報酬改正では、学校問題第三者委員会での教授・弁護士の委員報酬月額 5 千円を 1 万円にするもの。会議は年間 4 回開催しており、これまでも教授・准教授・弁護士の方も選任している。今回は他機関の報酬に合わせ増額改正したもの。

○放課後児童健全育成事業では、指定業者は㈱共立ソリューション（東京都）。市内 8 施設について、まとめて指定管理とする意図は、効率化のためと説明があり、指定管理料や職員雇用の扱いについても一括支給・指定管理者雇用であることが説明された。

○一般会計補正予算では、葉酸サプリ配布や未熟児養育医療費、高校生年代応援給付金に関する質問があり、配布は希望者に行い、葉酸摂取の効果や選定根拠について説明された。高校生年代応援給付金については、対象年齢は 16 歳から 18 歳。対象者は 630 人と想定。年内の支給予定。行革による成果を財源。高校生の交通費の議論など政策的背景と説明。また、国交付金の活用可能性について検討するよう意見があった。

議案 69 号、72 号、74 号、75 号は全員賛成で可決、73 号は反対討論があったが賛成多数で可決された。

編集談後

今夏は、早い梅雨明け、35 度を超える酷暑と少雨。これまでにない夏となりました。例年、コンバインが沈む湿地も、白くひび割れ安心走行。そのコンバインが刈取途中で故障脱落。台風前に刈取りたいとの思いも頓挫。途方に暮れる中、JA の方が受託者を手配。大型コンバインで、倒伏のコシヒカリもあつという間の刈取。お世話になりました。7 月 20 日頃、バイクで 6 月議会の会報配り 4 日目、目が回りだしてダウン。お配りできていない方には、今号と合わせてお配りします。よろしくお願いいたします。

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

請 求 書

令和 8 年 1 月 9 日 No. _____

西 村 大 司 様

岡山県赤磐市周匝1467

周 匝 印 刷 所

黒 田 規 義

TEL 086-954-0615 FAX 086-954-0627

合計金額 ￥31,900

月 日	品 名	数 量	単 価	金 額
	美作をよくする会 第14号 十字折	1,100部		31,900

上記のとおり御請求申し上げます

領 収 証

No. _____

西 村 大 司 様

令和 8 年 1 月 9 日

金 額

百 拾 万 千 百 拾 円

¥ 3 1 9 0 0 -

収
入
印
紙

但し 美作をよくする会 14号 印刷

岡山県赤磐市周匝1467

周 匝 印 刷 所

黒 田 規

電話 (086) 954-0615

上記の金額正に領収致しました



美作をよくする会

会 報 第 14 号

発行 令和8年1月7日

発行責任者 / 美作市議会議員 西村大司

〒

TEL/FAX

この号では、令和7年12月定例会での一般質問を掲載しています。

2025年12月定例会 一般質問

12月定例会において、通告順7番として一般質問を行いました。今回は、①地域の高齢者福祉、②地域防災体制の実効性と個別避難支援の在り方、③地方公営企業の会計についての三項目を取り上げ、市民生活に直結する課題について、市の考え方と今後の対応を質しました。以下、その内容を会報用として整理して報告します。尚、今回の一般質問は、個別の事業や制度を単に取り上げるものではなく、「市が将来にわたって市民生活をどう支えるのか」という行政の基本姿勢を問う内容となりました。今回は、各質問項目について、皆様により分かりやすく伝わる様にと背景説明と、議論の意味合いを補足しています。

■ 1. 地域の高齢者福祉について

英田地域井口にある「英愛センター」では、現在実施されているデイサービスおよびホームヘルパー派遣事業が、令和7年度末をもって撤退する方針が示されています。施設側に確認したところ、スタッフの高齢化と新規人材の確保が困難であること、また経営的にも厳しく、十分な処遇改善ができない状況にあることが主な理由とされました。加えて、地域の高齢者数は減少傾向にあり、今後10年間で大きく増加する見込みはないとの分析も示されています。

私は、市としてこの事業撤退をどのように受け止めているのか、また今後、英田地域における高齢者支援体制をどのように構築していくのかを質問しました。

市からは、指定管理者からの申し出により撤退が決定し、令和8年度以降の事業継続を目指して2度の公募を行ったものの、応募がなかったことが説明されました。その背景として、人口構造の変化、高齢者比率は高いものの要介護認定者数はピークアウトしていること、介護人材不足、訪問介護報酬が地方の実情に合っていないことなどが挙げられました。

また、市では今年7月から「介護サービス提供体制の確保に関する研究会」を立ち上げ、英田地域を含めた介護サービスの在り方について議論しているとの答弁がありました。現時点では、市内の既存事業所が英田地域の住民にサービスを提供できる仕組みを構築する方向性が示されました。

これに対し私は、研究会は市内部の検討であり、議会への説明責任を代替するものではないことを指摘しました。その上で、具体的にどの事業所が英田地域を担うのか、通所介護にお

ける送迎体制は確保できるのか、訪問や送迎にかかる負担を軽減するための市独自支援策を検討すべきではないか、指定管理者不在によるサービス空白への暫定対応、さらに社会福祉協議会の関与の可能性について再質問しました。

市からは、利用者ごとにケアマネジャーが個別に調整を進めていること、地理的に比較的近い美作地域の事業所による対応が現実的であることが示されました。また、ガソリン代補助など、事業所の負担軽減策については、市独自支援として検討の必要性を認識しているとの答弁がありました。一方で、社会福祉協議会が直接介護事業に参入することについては、現時点では考えていないとされました。

私は、英田地域の高齢者が今後も安心して暮らし続けられるのかどうか、市として具体的な将来像を示すべきであると強く求めました。訪問介護事業所の倒産が全国的に増加している中、この問題は英田地域だけの課題ではなく、市全体に関わる重要なテーマであると指摘しました。

【補足解説・追記】

高齢者福祉の問題は、英田地域の一施設の撤退にとどまるものではありません。全国的に訪問介護事業所の倒産や廃業が相次ぎ、特に中山間地域では「採算が取れない」「人が集まらない」という理由で、サービスそのものが維持できなくなるケースが増えています。こうした中で、民間事業者任せの体制を続けるのか、それとも自治体として一定の関与や支援を行うのか、その判断が問われています。

今回の質問では、市が研究会を設置して検討を進めていることが明らかになりましたが、一方で、議会や市民に対して、将来の介護提供体制をどのように描いているのかが十分に示されているとは言えません。高齢者本人や家族にとっては、「来年から誰がサービスを担ってくれるのか」「今までと同じように生活できるのか」が最大の関心事です。私は、市が主体的に全体像を示し、不安を解消する説明責任を果たす必要があると考えています。

■ 2. 地域防災体制の実効性と個別避難支援の在り方

市の地域防災計画では、高齢者や要配慮者に対する避難支援、福祉避難所の確保、地域における共助体制の整備が示されています。また、制度改正により、警戒レベル3で高齢者等避難、警戒レベル4で全員避難が求められ、その発令権限は市町村にあります。

しかし、実際には「誰が」「いつ」「どの情報を基に」判断し、「どのように地域へ伝えるのか」が市民には十分に見えていません。線状降水帯のような急激な災害が発生した場合、市のホームページを見る余裕はなく、防災無線も必ずしも全員に届くとは限りません。

そこで私は、①避難情報の発令と伝達体制、②個別避難計画の作成と部局連携、③避難所の備蓄体制、④防災マニュアル・行動指針の整備について質問しました。

市からは、避難情報は危機管理室が総合的に判断し、防災無線、公式アプリ、LINE、メールなど、あらゆる手段で周知していることが説明されました。個別避難計画については、対象者 582 名のうち 135 名が作成済みで、進捗率は約 23%にとどまっていることが明らかになりました。備蓄品については、主要 8 品目を中心に整備し、本庁や総合支所に分散保管しているとの答弁がありました。

これに対し私は、避難情報発令直後の初動において、自主防災会、消防団、民生委員へ誰がどの手段で連絡するのかという具体的な手順が示されていない点を問題視しました。また、個別避難計画についても、市が責任主体として調整しなければ地域任せになり、実効性を欠くと指摘しました。

さらに、避難所ごとに「どこに何が、どれだけあるのか」を市民や地域が把握できていないこと、長期避難時の運営責任や職員配置の基本的な考え方が見えにくいことについて改善を求めました。加えて、「自助・共助・公助」という言葉だけでなく、誰がいつ何をするのかが目目で分かる行動マニュアルの必要性を訴えました。

最終的に私は、共助は市がルールと体制を明示して初めて機能するものであり、「人命優先」の観点から、連絡手順、避難支援体制、避難所運営、役割分担を明確にした実効性ある防災体制を整備するよう強く要望しました。

【補足解説・追記】

防災体制については、「計画はあるが、実際に動くのか」という実効性の問題を中心に取り上げました。災害時には、平時の制度説明や理念よりも、初動の判断と情報伝達が人命を左右します。避難情報が発令された際、地域の役員や消防団、民生委員がどのような連絡を受け、どのように行動すべきかが明確でなければ、共助は機能しません。

また、個別避難計画については、作成率が約 2 割にとどまっている現状が明らかになりました。これは美作市に限らず多くの自治体が抱える共通課題ですが、だからこそ、市が主導して関係部局や地域と連携し、実効性のある仕組みにしていく必要があります。計画を作ること自体が目的化しないよう、「誰が迎えに行くのか」「どこへ避難するのか」といった具体性を伴った内容にしていくことが重要です。

さらに、避難所運営についても、長期化を想定した体制づくりが求められます。備蓄品の量や種類だけでなく、誰が鍵を開け、誰が運営を担い、職員が不足した場合にどう補うのかといった点を、平時から共有しておく必要があります。今回の質問は、そのための課題を整理し、今後の改善につなげることを目的としています。

■ 3. 地方公営企業の会計について

最後に、地方公営企業の会計処理について質問しました。本市には病院事業と上下水道事業がありますが、同じ地方公営企業会計でありながら、貸倒引当金の扱いなどにばらつきが見られます。

病院会計では、毎年度 350 万円を機械的に計上してきた一方、水道会計では未収金を個別に評価して貸倒見積額を算出しており、市民にとって分かりにくい状況となっています。また、決算書では貸倒引当金の設定や戻入の動きが見えにくく、注記による補足説明が不足している点も問題として指摘しました。

答弁では、法定繰入率に基づく病院会計の貸倒引当金限度額は令和 5 年度で約 3 万円、時効基準でも約 250 万円程度であり、現行の 350 万円はそれを上回っていることが示されました。また、注記が不十分であった点については、今後改善するとの回答がありました。

私は、貸倒引当金は評価性引当金であり、年度ごとに実態を再評価し、必要に応じて設定や戻入を行うべきものであることを強調しました。その上で、算定基準の統一、注記と説明の徹底、事業体間での会計運用の整合性確保を求めました。

なお、これは過去の処理を責めるものではなく、公営企業会計の透明性と適正性を高め、今後の改善につなげるための指摘であることを述べ、一般質問を終えました。

【補足解説・追記】

最後に、公営企業会計の問題は、一見すると専門的で分かりにくいテーマですが、市民の税金や料金がどのように管理されているかという点で、極めて重要なテーマです。貸倒引当金の設定一つを取っても、その考え方や根拠が明確でなければ、市民にとっては「本当に適正なのか」が分かりません。

今回の指摘により、病院会計における引当金の算定が、実態や制度と必ずしも整合していなかったことが明らかになりました。これは過去を批判するためではなく、今後、より透明で分かりやすい会計運営に改めていくための問題提起です。注記や説明を充実させることで、市民が決算書を通じて市政をチェックできる環境を整えることが、議会と行政双方の責任だと考えています。

今回の一般質問を通じて浮かび上がったのは、「制度はあるが、運用と説明が追いついていない」という共通の課題です。私は今後も、現場の声と数字の両面から市政を点検し、市民にとって納得できる行政運営が行われるよう、議会の立場から取り組んでいきます。

(この号は、最近注目を集めている Chat ^{GPT}GTP を使って質疑の要点を編集してみました。多少の言葉遣いや枠組みなどは修正していますが、大枠の構成は編集に従いました。)

(様式第 15 号)

政務活動記録 (名刺代)

支払年月日	枚数	金額 (円)
令和 8 年 1 月 9 日	100	3, 000
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
合計	①	3, 000
該当経費 (①×按分率 1 / 2、ただし年額上限 5, 000 円)		1, 500

添付書類 ※様式第 10 号 (領収書貼付)

※作成した名刺

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

請 求 書

令和 8 年 1 月 9 日 No. _____

西 村 大 司 様

岡山県赤磐市周匝1467

周 匝 印 刷 所

黒 田 規 義

TEL 086-954-0615 FAX 086-954-0627

合計金額 ￥3,000

月日	品 名	数 量	単 価	金 額
	名 刺	100枚		3,000

上記のとおり御請求申し上げます

領 収 証

No. _____

西 村 大 司 様

令和 8 年 1 月 9 日

金 額	百	拾	万	千	百	拾	円
			9	3	0	0	0 -

収
入
印
紙

但し 名刺 100枚 印刷

岡山県赤磐市周匝1467

周 匝 印 刷

黒 田 規

電話 (086) 954-0615

上記の金額正に領収致しました

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)



美作市議会議員

西村 大_{たい} 司_じ

FT
AE
XL